

本件事業に関する商行為等について

1 基本的な考え方

P F I 事業者は、第二種特定工作物かつ「公の施設」として適切な範囲内で、利用者の増加や収入の確保についてできるだけ創意工夫を図り、効果的、効率的な整備・運営を行う。

第二種特定工作物として設置する公の施設として適切かどうかの基本的な考え方は、次のとおりとする。

ア 公序良俗や事業目的に反しないこと。

イ 展示植物や展示物自体を販売しないこと（ただし、展示会期間終了後の展示物の販売は妨げない。）

ウ 販売を主目的としないこと。

エ 特定の企業のみが独占的に便益を受益する等、特定企業の宣伝行為に該当しないこと。

2 具体例

(1) 事業全般に係る可否の例

- ・ 応募者又は応募グループの構成員及び協力企業が本施設や本施設に係る広報資料等に企業名を明示することは、本事業の実施主体であることを明示する目的で、特別目的会社名の明示と併せて応募者又は応募グループの構成員及び協力企業の全社名を明示するのであれば可とする。
- ・ 応募者又は応募グループの構成員及び協力企業が、自社の広報資料等に本 P F I 事業に参加していることを明示することは可とする。

(2) 整備に係る可否の例

施設、設備、備品等への企業名の表示

- ・ 設備、備品等の寄贈を受けた場合、当該設備、備品等に寄贈者（社）名を明示することは可とする。ただし、寄贈は、社会通念上認められる範囲内のもので、県の承諾を得たものに限る。

施設整備に関する創意工夫

- ・ 花き等の展示、農業体験学習など農業振興の目的を阻害しない範囲で、要求水準にはない集客に資する施設や設備を P F I 事業者が独自に設置することは可とするが、当該施設、設備について、利用料金（入園料金）以外の料金を徴収することは不可とする。
- ・ ただし、アグリゾーンにおける県内で栽培されている主要な野菜や花きを展示栽培する温室以外に、観賞温室（観賞を目的に人工的に室内の温度等を管理して植物を栽培し、県民の観賞に供する施設。）を整備することは不可とする（展示のみを行う温度管理のできる展示スペースの設置は可。）
- ・ なお、独自の施設、設備の設置は、原則として応募時に提案するものとする。

(3) 維持管理運営に係る可否の例

利用料金

- ・ 入園料金等の利用料金は、条例の範囲内で事業者が設定することとし、減免についても、事業者が独自に行うことができる。ただし、事前に県の承認を得るものとし、減免に該当する事由は公表するものとする。

例：・団体割引、年間パスポート、前売割引、他の施設とのタイアップによる割引、季節料金、一定の日・期間の割引は可

・ 特定の企業や個人を対象とする減免は不可

- ・ なお、予定する料金、減免事由(基準)の案については、原則として応募時に提案し、需要推計に反映させるものとする。

実費

- ・ 園芸教室や農業講座について、県が要求する回数の実施については、県が定める上限額(園芸教室 2,000 円、農業講座 500 円)の範囲内の実費徴収を可とする。県が要求する回数を超える実施については、事業者が独自に設定する実費の徴収を可とする(実費額の上限は設けない。)
- ・ 実費の範囲は、材料代、資料代等とし、県が要求する回数を超えて実施する園芸教室、農業講座については、講師代も含むものとする。
- ・ 気づき体験事業については、県の承諾を得て、事業者が独自に設定する材料代等の実費の徴収を可とする。
- ・ 県民参加事業については、県の承諾を得て、通信代等の実費及び入園料金 4 回分相当(年間パスポート等年間 4 回以上利用可能な入園券の料金が 4 回分相当より安い場合は、当該料金)の事業者が独自に設定する参加費の徴収を可とする。
- ・ リピーターの確保のため、友の会制度を設置し、通信代等の実費を会費として徴収し運営することは、実費で実施する独自事業として可とする。

企業協賛

- ・ 各事業の実施について、企業協賛を得た場合、企業協賛事業であることを明示した上で、パンフレット等に企業名を掲載することは可とする。ただし、年間を通して 1 社だけの企業協賛は、特定事業の宣伝行為につながる懸念があることから不可とする。
- ・ イベント、園芸教室、農業講座、展示会の名称に企業名を明示するイベント等は、全体の開催総数の 50%未満とする。
- ・ 植栽の一部を企業協賛エリアとし造園業者等に委ねることは可とする。この場合、企業協賛エリアとは、協賛企業に企画段階から一定の期間委ねる場所をいい、フラワーゾーンの 10%程度までとするとともに、期間は 1 年以内毎とし、年間を通じて企業協賛エリアのすべてを 1 社だけに委ねることは不可とする。

広告

- ・ふれあいセンターの資産（ふれあいセンターが発行する印刷物（入園券を含む。）ホームページ、施設及び備品並びに消耗品）を活用して、民間企業等の広告を掲出し、広告収入を得ることは可とする。その場合、添付資料 21「花と緑のふれあいセンター（仮称）広告掲載の取扱いについて」を遵守すること。
- ・ 広告掲載料は、県の承諾を得て、事業者が独自に設定するものとする。

施設内での販売行為

- ・ イベント、展示会等の事業の一環として、イベントや展示会に参加する団体等が即売を行うことは可とする。
- ・ 本事業とは関係のない販売行為を行うために P F I 事業者が本施設の貸出しを行うことは不可とする。ただし、県が目的外使用許可を行う場合はある（例：自主管理公園での地元のお祭り等。）。
- ・ 農作物栽培展示事業で生産された農作物は、P F I 事業者の所有とし、当該農作物を施設内で販売することも可とする。

売店

- ・ 売店は、第二種特定工作物の付帯施設又は敷地内に建築することに格段の合理性がある建築物として認められる範囲内で営業するものとする。
- ・ 売店の取扱品目は、施設目的を踏まえ、公序良俗に反しない範囲で、事業者が決定することができる。

ただし、通信販売を行う場合は、県内産品及び本施設でしか購入できない物品に限る。

レストラン

- ・ レストランは、第二種特定工作物の付帯施設又は敷地内に建築することに格段の合理性がある建築物として認められる範囲内で営業するものとする。
- ・ 繁忙期に、施設内の屋外で露天営業を行うことは可とする。

仕入れ

- ・ 事業実施に必要な仕入れ先は、応募者又は応募グループの構成員及び協力企業からの仕入れを除き、公正な方法により選定するものとする。
- ・ 売店、レストランで取り扱う花き、農産物の仕入れ及び造園事業における種苗の調達については、県内農業者、県内農産物の活用を検討するものとする。

その他

- ・ 集客を目的にイベント等に様々な工夫をし、企画することは、花き等の展示、農業体験学習など農業振興の目的を阻害しない範囲及び 1 の基本的な考え方の範囲内で可とする。ただし、他の利用者の利用を妨げる利用は不可とする。
- ・ なお、イベント等の工夫、企画については、原則として応募時に提案するものとする。